

定期一設計変更協議・部分払方式 の試行について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長

みぞぐち ひろき
溝口 宏樹

1

はじめに

国土交通省では、定期的に設計変更協議を行い、出来高に応じて部分払を行う「定期一設計変更協議・部分払方式」の試行を平成13年3月から開始しています。

本稿では、現在、全国で2件実施されている試行工事の概要と、本方式を実施することにより発注者および受注者に期待される効果等について紹介します。

2

背景および目的

諸外国の公共工事における支払方式是、毎月出来高に対し部分払が行われているのが一般的です。しかし、わが国の公共工事（国土交通省、地方自治体等発注）の場合、単年度工事においては、前払金と完成払の2回の支払が一般的で、工期が2年以上と長い場合においても、中間前金払か部分払のどちらかが1回行われる程度となっているのが現状です。

(1) 設計変更

現在、国内で生じている公共工事を巡る受発注者間のトラブルの一つとして、完成検査時に設計変更案件に関する協議を一括して行うため、設計変更の項目および内容に対する認識が受発注者間

で異なることによりトラブルが起きているとの指摘があります。また、設計変更が一時期にまとめて実施されていることにより、受発注者のコストに対する管理意識が希薄になっているとの指摘もあります。

(2) 支払

工事代金の支払については、発注者から請負者に対する支払間隔が長く、また支払回数が少ないため、工事代金がすべての下請業者に到達するまでに時間がかかり財務状況の改善に支障がある、工事資金の調達に伴う金利負担が施工者側に生じる等の指摘があります。

「定期一設計変更協議・部分払方式」は、これらを踏まえ、定期的に現場条件および発注者の指示に伴う設計変更の協議と出来高に対する支払を行う（図1～3参照）ことにより、円滑な資金流通を確保するとともに双務性および質の高い施工体制を確保することを目指しています。

なお、本方式の試行にあたっては、「定期一設計変更協議・部分払方式実施研究会」（座長：國島正彦 東京大学教授）を平成12年12月、平成13年2月、平成13年7月に開催し、実施方針およびモニタリング方法を固めました。

3

定期一設計変更協議・部分払方式を実施することにより期待される効果

以下に期待される効果について、主なものを示

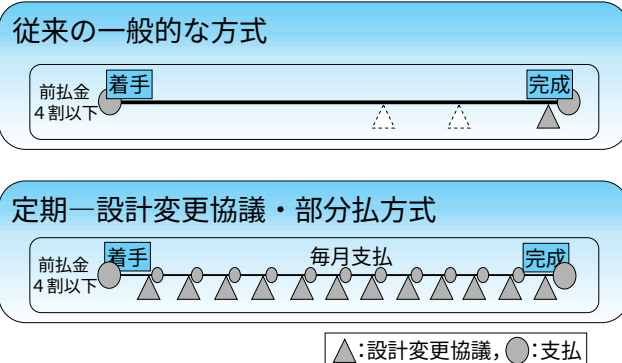


図-1 設計変更協議および支払頻度の比較

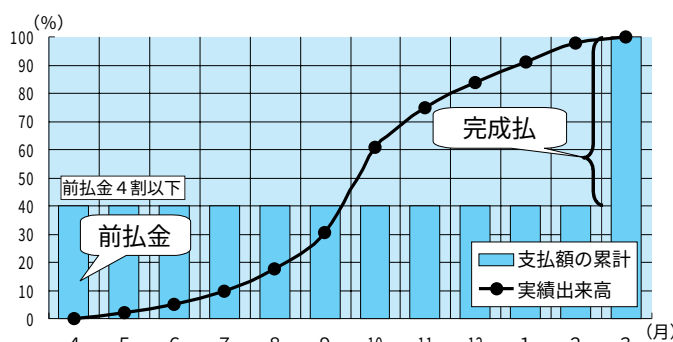


図-2 出来高と支払額の関係（従来の一般的な方式）

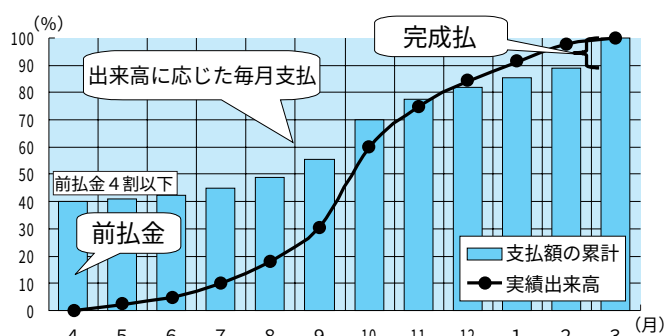


図-3 出来高と支払額の関係（定期設計変更協議・部分払方式の試行）

します。

(1) 定期的に設計変更協議をすることにより期待される効果

① 双務性のある設計変更

工期末にまとめて設計変更を行う方法と異なり、新規工種等の発生に伴う設計変更協議と変更契約を速やかに行うことにより、設計変更を巡るトラブルが減少する。

(2) 定期的に部分払することにより期待される効果

① 受発注者間のコスト意識の醸成

月ごとに出来高に応じた工事代金を支払うことで、コスト意識が向上する。

② 公共工事の経済効果の早期発現

支払を毎月行うことで、工事代金が従来以上に速やかにすべての下請業者まで到達する。

③ 受注者の財務状況の改善

工事代金の支払回数が増えることにより、工事資金の調達に伴う施工者等の金利負担が軽減する。

4 試行工事の概要

(1) 実施方法

今回の試行工事は、基本的に現行の制度に基づき契約・検査・協議・支払等を実施することとしました。

① 前払金：請負金額の4/10以内

- ② 部分払：請負金額の9/10以内
- a) 請負者は毎月1回、前月末の出来高に対して請求できる。
- b) 部分払の回数については、毎月1回、請負者から部分払の請求が可能のように、「契約書第37条（部分払）」の条文に、その必要回数等を記入した。
- ③ 既済部分検査：請負者からの部分払の請求に対し、従来どおりの手続き（検査命令等）および内容（出来形、品質等の検査）により実施する。
- ④ 完成検査：基本的に既済部分検査で確認した内容（出来形、品質管理資料等）については、改めて検査対象としない。
- ⑤ 設計変更協議：原則として毎月末、その月の設計変更について協議を行う。
- ⑥ 契約変更：工事の進捗を見て、区切りの良い段階で行う。

(2) 工事概要

本方式による試行工事として、東北地方整備局から二線堤山王江水門工事と中国地方整備局から斐伊川放水路長浜他堤防工事の2件を選定しました。

① 二線堤山王江水門工事

- a) 工事場所：宮城県志田郡鹿島台町木間塚字大谷地地内
- b) 工期：平成13年3月30日から平成14年2月5日まで
- c) 請負金額：294,000,000円（含む消費税）
- d) 発注者：北上川下流工事事務所長
- e) 請負者：菱中建設(株)東北支社
- f) 前払金率：0%
- g) 部分払：毎月1回（契約書への記載内容）
- h) 工事内容：水門 1基
コンクリート 1,200m³
遮水鋼矢板 280枚
鋼管杭 92本
粉体噴射攪拌 300本

② 斐伊川放水路長浜他堤防工事

- a) 工事場所：島根県出雲市西園町～上塩冶町地

内

- b) 工期：平成13年3月16日から平成13年12月31日まで
- c) 請負金額：226,800,000円（含む消費税）
- d) 発注者：出雲工事事務所長
- e) 請負者：まるなか建設(株)
- f) 前払金率：40%
- g) 部分払：9回（契約書への記載内容）
- h) 工事内容：築堤・護岸工 1式
工事延長 5,500m
掘削 91,200m³
盛土 96,600m³
人工張芝 19,200m²



5 試行の効果等の計測

(1) 効果等計測項目（表－1 参照）

効果計測は次の点について行います。

- ① 定期一設計変更協議・部分払方式実施に伴い期待される効果。
- ② 本方式の実施により、実務者レベルでは従来以上の負荷がかかる懸念があるため、それらの負荷。
- ③ 上記以外の効果および問題点等。

(2) 効果等計測方法（モニタリング）

- ① 効果等計測については、現地に観察員を派遣し、関係者に対する聞き取り調査、設計変更協議および各検査の観察調査等を行うものとししました。

試行工事の効果等計測にあたっては、通常、関係者へのアンケート調査およびヒアリング等によるモニタリングが多く用いられる方法ですが、今回は次の2点を考慮し、観察員による新しい調査方法を用いることとしました。

a) 従来の調査方法では得ることが難しかった本音の部分を聞くことができる。

b) 調査対象者の負荷を軽減させる。

なお、観察員による調査は工事の初期、中間、完成時の3回を予定しています。

- ② 事実関係の確認については、設計変更に関す

表－１ 定期－設計変更協議・部分払方式の実施に伴い期待される効果等の計測（案）

効果等の 検証項目		趣 旨	検証項目	内容検証項目
定期－設計変更協議・部分払方式の実施に伴い期待される効果	双務性のある 設計変更	工期末に発注者が一方的に設計変更を行う方法と異なり、新規工種等の発生に伴う設計変更協議と変更契約を速やかに行うことにより、設計変更を巡るトラブルが減少すると考えられることから、その実態を確認する	発注者側からの指示形態（口頭、文書等）および設計変更の実態	変更等の発生に伴い打合せ書等により適宜“指示”“承諾”等が行われているのかを確認する
			元請一下請、下請一下請間の契約変更の実態	下請間等で取り交わされた契約内容に変更が生じた場合の対応方法（契約変更を行った、口頭で変更指示を受けた等）を確認する
			趣旨の内容に対する効果、問題点およびその程度等（以前経験した現場と比較して）	
	受発注者 間の コスト意識 の醸成	月ごとに出来高に応じた工事代金を支払うことで、コスト意識が向上すると考えられることから、その効果を確認する また、発注者においては工期末に一括して行っていた設計変更等を毎月行うことにより、工事の進捗状況を設計担当者自身が把握できることのメリットを確認する	コストに対する 意識変化	請負者として曖昧であった部分（積算で見ている見えていない）が明確化されたか確認する
				各階層における支払に関し変化（支払の請求がしやすくなった等）があったか確認する
				現場への臨場回数の変化を確認するとともに積算価格と実工事費との関係が明確になったか確認する
				発注計画の立てやすさに変化があったか確認する
				発注者からの支払額と実際の現場で要した費用との差を認識でき将来予測が容易になったか確認する
				協議回数（口頭、文書）を確認する
	公共工事 の経済効果 の早期発現	支払を毎月行うことで、工事代金が速やかにすべての下請業者まで到達すると推測されるため、その時期および大きさを確認する	資金流動の円滑化	月ごとに支払われた工事代金の流れを確認する
				従来の支払方法と比べ支払がスムーズになったか確認する
	受注者の 財務状況 の改善	工事代金の支払回数が増えることにより、工事資金の調達に伴う施工者等の金利負担が軽減すると考えられることから、その度合いを確認する	借入金の変化	当該工事に対する収支について確認する
実務者レベルにおける負荷				
その他の効果および問題点				
（注） 方法・項目等の詳細については、受発注者間で調整を行う。				

る指示、承諾事項を時系列に受発注者それぞれ（監督職員および現場代理人）について整理します。特に口頭による指示等、後に双方の認識が異なる可能性がある内容についても、実態を把握することとしました。



6 おわりに

国土交通省では、本方式による試行工事に対するモニタリングを進めていき、その調査結果を基

に定期－設計変更協議・部分払方式実施研究会において現時点で期待されている効果、検査等にかかる事務処理上の負荷、制度上の問題点および課題についての検証を行い、円滑な資金流用とコスト管理、双務性のある設計変更、そして技術者の技術力の向上を図るためのシステムの構築を図っていく予定です。

なお、本年度は新たに全国で数件程度の試行を予定しています。